

# 車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育

建設業では車両系建設機械が多く使用されており、その建設機械による死亡重大災害が毎年繰返し発生しています。

この建設機械の運転には運転技能講習を修了した有資格者を運転業務に就かせることが労働安全衛生法において義務付けられています。

またこれに加え、技能講習修了後一定期間（5年以上）経過した運転従事者に対し能力向上教育を実施することが求められています。《労働安全衛生法第60条の2》

さらに平成24年6月6日付にて、千葉労働基準部長名でこの教育の実施徹底が各関係団体あてに通知されるとともに管下労働基準監督署長に指導徹底が指示されました。

このたびキャタピラー教習所では、車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了後5年以上経過された方を対象に安全衛生教育(再教育)を実施いたします。

## <講習開催日>

**12月14日(木)**

## <講習料>

**15,000円**(消費税・テキスト代込)

## <講習会場>

**キャタピラー教習所(株) 東関東教習センター**

## <カリキュラム> \*学科のみ1日の講習です

科目	範囲	時間
最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特徴	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の構造上の特徴、作業装置及び安全装置	2.0
最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の取扱いと保守	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)による作業と安全、点検・整備	2.0
災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	2.0
	労働安全衛生法のうち車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)に関する条項	
合 計		6.0

**キャタピラー教習所株式会社 東関東教習センター**

**TEL 04-7133-2126** FAX 04-7133-2344 〒277-0872

千葉県柏市十倉二 313 (日本キャタピラー内)